

(別紙)

対象医療機関の補足

地域医療勤務環境改善体制整備事業の対象医療機関として掲げている内容について、具体的には以下のとおりです。

ただし、いずれの場合も、診療報酬により令和2年度改訂で新設された地域医療体制確保加算を取得している場合は対象となりません。

「(1) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関」
⇒「地域医療に特別な役割がある医療機関」として、二次救急又は三次救急、かつ救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満を受け入れる医療機関

※件数は前年1月から12月までの実績とします。

「(2) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関」
⇒「地域医療に特別な役割がある医療機関」として、二次救急又は三次救急、かつ救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満ではあるが、夜間・休日・時間外入院件数が500件以上の医療機関

「(2) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関」
⇒「特別な理由の存在する医療機関」として、同一医療圏に他に二次救急又は三次救急対応可能な医療機関が存在しないことや、都が地域の中核的医療機関であると認める医療機関が時間外労働規制により必要な対応ができなくなることにより、地域住民の医療へのアクセスに相当の時間がかかることなどの理由がある医療機関

「(3) 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関
ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提

供している場合」

⇒「公共性と不確実性が強く働くものとして地域医療の確保に必要な医療機関」については、次に掲げる医療機関

- ・周産期医療については、急性期・高度急性期病棟を持つ総合周産期医療センター又は地域周産期医療センターの指定を受ける医療機関
- ・小児救急医療機関については、大半が小児医療を提供し小児救急医療を行う病院
- ・精神科救急については、「精神科救急医療体制整備事業」における精神科救急医療施設に指定され、夜間・休日の措置入院及び緊急措置入院の対応を年間 12 件（月平均 1 件）以上行っている精神科医療機関（この場合は精神科病床数を対象として交付）

「(3) 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関
イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5 疾病 6 事業で重要な医療を提供している医療機関」

⇒「5 疾病 5 事業で重要な医療を提供している場合」については、次に掲げる一定の実績と役割がある医療機関

- ・脳卒中については、超急性期脳卒中加算の算定が 25 件/年程度以上の医療機関
- ・心筋梗塞等の心血管疾患については、急性心筋梗塞等に対する治療件数が 60 件/年程度以上の医療機関
- ・そのほか、高度のがん治療を専門に行っている施設のうち、急性期・高度急性期病棟を持つ医療機関、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関、児童精神科を行う医療機関（この場合は精神科病床数を対象として交付）等

「(4) その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関」

⇒「機能強化型在宅療養診療所の単独型」及び「機能強化型在宅療養支援病院の単独型」の医療機関

※「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号）」別添 1 の「第 9」の 1 の(1)に規定する在宅療養支援診療所及び「第 14 の 2」の 1 の(1)に規定する在宅療養支援病院（地方厚生局 HP「保険医療機関・保険薬局の施設基準の届出受理状況」の「支援診 1」「支援病 1」）